

正会員・準会員 入会届 兼 誓約書

森河内剣志会殿

私 _____ (自筆) 及び家族一同は下記項目(規約、誓約事項)を十分理解し貴会の運営並びに方針に従う事を確約し入会を届けます。また、下記項目以外の不慮の事故や問題が生じた場合においても貴会の取決めに異議申し立てを行わない事を誓います。

(目的)

- 1) 当会はボランティア活動の団体として、青少年及び指導者の生育と親子の絆を深める場とする。
- 2) 会員は森河内小学校並びに森河内地域の発展に努める。
- 3) 会員は互いに親睦を深め、会の発展に努める。

(規約事項)

- 1) 当会は森河内小学校・森河内自治体より指示や要望を受けた場合は従うものとする。
- 2) 当会は営利目的を行わないものとする。
- 3) 当会の運営等については全てボランティアにて成立するものとする。
- 4) 会員はどのような状況であっても剣志会にとって不利益な行動は慎み、剣道を行う武人として社会のルールを守り日々の行動を行うものとする。
- 5) 当会は問題が発生した場合は指導者及び役員会と相談し解決にあたる事とし、単独及び複数での独断にて判断解決をしない事とする。
- 6) 当会は会員が不適切な言動等、上記規約事項及び下記制約事項に違反した場合や会員として相応しくないと判断した場合は直ちに除名、退会処分とする
- 7) 運営費について正当な理由なく三ヶ月以上滞納した場合は無条件で退会扱いとする。

(入会について)

- 1) 当会は小学校1年生から入会を受け付けます。
- 2) 会費は別途定めた運営費を会に納めて頂きます(運営費は変動する事もあります)
- 3) スポーツ保険に加入されない方は原則、入会を認めません。(事故時の対応の為)
(ア) 入会される大人、子供が対象となります。
(イ) 既に、他でスポーツ保険に加入されている場合は当項には該当しませんが、万が一事故が起こった場合は入会者にて手続きをお願い致します。
- 4) 試合・行事等を行う際の参加希望者はその費用を負担して頂く場合がありますのでご了承下さい。
- 5) 広報の都合上、行事等で撮影された写真をインターネットに掲載する場合があります。
(ア) 掲載が困難な場合は下記にてご遠慮なくお申し出ください。

(誓約事項)

- 1) 入会後は、正会員・準会員の区別なく剣志会(役員会含む)の方針に従い迷惑行為を行わない事を了承します。また、違反した場合に規約事項 6) が適用されても異議を唱えない事を了承します。
- 2) 練習中・試合参加時・出稽古等で発生した事故や怪我はスポーツ保険から出される保険金以外は自己負担とし貴会に対して請求行等を行わない事を了承します。
- 3) 練習・試合参加時においては保護者が責任を持って引率し移動中に起こる車両も含む事故について貴会に責任義務が無い事を了承します。
- 4) 入会にて得た個人情報本人及び保護者の許可無く外部に漏洩致しません。(退会時も同様)
- 5) 入会後は当会の会員である事を自覚し品位を持って日々行動をします。
- 6) 森河内小学校・試合会場・出稽古の道場等にある設備及び備品を破損した場合は貴会との相談の上、費用 弁償及び負担をする事を了承します。
- 7) 試合会場・出稽古の道場等で防具等の持ち物が紛失した場合、貴会に責任義務が無い事を了承します。

(報告義務)

- 1) 氏名・住所・連絡先等が変更になった時(緊急時の連絡の為)
- 2) 入会者の健康状態・体質等(現在・過去含めてご報告ください)
※剣道は心身共に大変疲れる激しいスポーツですので、練習メニューの参考とさせていただきます。

(退会希望)

- 1) 退会を希望される方は会の役員等に申し出ください。
(ア) 入会時に貸出しをしていた稽古着・防具・竹刀等がある場合は返却をお願いします。
(イ) 既にお支払い頂いている運営費はご返却出来ませんのでご了承をお願い致します。
※但し、当月のみ。以外は返却します。 ※裏面に続く

(仮入会について ※出稽古会員は除く)

- 1) 入会者は 1 ヶ月の猶予を儲け、継続の意志が有る場合のみ本会員とさせていただきます。
(ア) 尚、会長を含む役員が認めた場合、期間が短縮される事があります。
- 2) 仮入会時は稽古のみとし、試合及び出稽古は原則禁止とさせていただきます。

(厳守ルール)

- 1) 道場内において
 - (ア) 舞台上上がらない。
 - (イ) 入り口の梯子に登らない。
 - (ウ) 体育館内の設備品(ストーブ、扇風機は除く)を許可なく使わない。
 - (エ) ストーブ及び扇風機の使用は決められた期間を厳守する。
 - (オ) 基本、水分補給以外の飲食をしない。(設備品を汚す行為)
- 2) 道場外において
 - (ア) ブランコ及び遊具類を使わない。
 - (イ) 校舎に入らない。
 - (ウ) 運動場を使わない。
 - (エ) 出入りに関して門扉のカンヌキは必ず行う事。
- 3) 稽古終了後
 - (ア) 子供のみで帰る事は禁止(特に土曜日)、安全上の問題により必ず保護者が付き添う事。
 - (イ) 門を出る時、車に気をつけて大人が確認後に子供を出す事。
- 4) 車の乗り入れについて
 - (ア) 駐車禁止場所の厳守、特に体育館前の消火栓付近。(消防法違反)
 - (イ) いかなる場合も運動場に進入禁止。(脱輪も不可)
※仔細については会に確認する事。

※体育館は公共機関の管轄であります。仮にルールを破った場合は

個人の責任範囲で済まされません。万が一事故が発生した場合子供の安全が保たれないだけでなく校庭開放制度の問題や学校及び市の教育機関にも及ぶ可能性があります

ひいては剣志会の存続にも関わりますのでご協力の程、よろしくお願い致します。

正会員・準会員(どちらかに○)		入会日(西暦)		年	月	日
籍を置く道場名						
※インターネット等の掲載について(入会者が未成年の場合保護者が記入) 掲載不可・掲載可(どちらかに○)						
入会者氏名 ※1	(生年月日) 西暦	年	月	日	保護者氏名 (自筆)	入会者が未成年者の場合
	(かな)					(かな)
				印		印
住所	〒				保護者 又は 入会者	電話番号
						携帯番号
						E_mail
緊急連絡先	〒				電話番号	
					関係	

※1 中学生以上の場合自筆でお願い致します。

承認				
会長	副会長	副会長	会計	会計
日付	日付	日付	日付	日付
印	印	印	印	印